

令和7年度ひたちなか市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度ひたちなか市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	99,500 人
(2) 年 間 処 理 汚 水 量	9,730,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 汚 水 量	26,658 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア汚水管きよ整備事業	914,966 千円
イ雨水管きよ整備事業	3,625,720 千円
ウ下水浄化センター整備事業	429,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第11款 下水道事業収益	4,331,050 千円
第1項 営 業 収 益	2,111,706 千円
第5項 営 業 外 収 益	2,219,343 千円
第10項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第21款 下水道事業費用	3,756,134 千円
第1項 営 業 費 用	3,402,768 千円
第5項 営 業 外 費 用	346,166 千円
第10項 特 別 損 失	200 千円
第99項 予 備 費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,300,981千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額275,515千円、当年度分損益勘定留保資金1,025,466千円で補てんするものとする。)

収 入

第31款 資本的収入	6,167,597 千円
第1項 企 業 債	3,580,200 千円
第5項 他 会 計 支 出 金	400,000 千円
第10項 国 庫 支 出 金	2,123,240 千円
第20項 負 担 金 等	64,156 千円
第25項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円

支 出

第41款 資本的支出	7,468,578 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,373,096 千円
第5項 企 業 債 等 償 還 金	2,088,482 千円
第99項 予 備 費	7,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年額割
41 資本的支出	1 建設改良費	雨水幹線整備事業	966,000千円	令和7年度	386,400千円
				令和8年度	579,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ひたちなか市 下水道事業	3,580,200千円	普通貸借又は証券発行(ただし、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第21款 下水道事業費用

- 第1項 営業費用
- 第5項 営業外費用
- 第10項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員数の増加に伴い職員給与費を増額するための流用及び交際費を増額するための流用をする場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金及び補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ負担を受ける金額は570,122千円、補助を受ける金額は976,822千円である。

令和7年 3月 3日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決